

Title	幹細胞研究 : 新しい生命の歩兵
Author(s)	ビック, クリスティアン
Citation	医療・生命と倫理・社会. 2004, 3(2), p. 24-34
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/12082
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

幹細胞研究：新しい生命の歩兵

Stem Cell Research: the New Lego of Life

クリスティアン・ビック

Christian Byk

(パリ北高等裁判所判事、法律学・生命倫理学)

長きにわたり、ヒトの生殖への科学的関与、つまり生物医学のヒトの生命への介入は、人間の尊厳の侵害であり、またプライバシーの侵害であると考えられてきた。ただし、「医学的・科学的な利用目的を制限さえすれば、これらの関与や介入は正当化される」と考えられてきた。

しかも、これはヨーロッパの生殖技術、胚研究、ヒトクローン研究への法規制を考える際に、主流となっている考え方である。

ところが、そのような考え方は間違っている。そのような考え方では、もはや人間の病苦などを緩和することはできない。つまり、そのような考え方の下では、ヒトと自然が相互に影響し合うような自然観を持って、病根絶や病人治療を行なっていくことが不可能となる。

それは、我々が生物医学の革命を目の当たりにしているだけでなく、人類学的な革命にも直面しているということを示すものである。遺伝子技術を利用することで、生殖目的以外にも人体部品を取出す目的で産生されたヒト個体、新しい遺伝子構成食品の生産、そして幹細胞研究によって可能であると考えられるヒト胚の道具化、さらに計画的に個人または集団の遺伝子を改変する行為は、新しい人間観を生み出すことになるのである。

このようなものの見方は、主に新しい現実根ざしたものである。その現実とは、我々が、生物学的な人工物の世界を作ろうとしていること、つまり我々人間自身を「自然の摂理から独立した生物」に変えることによって、この世界を支配しようとするものである。そして、この「自然の摂理から独立した生物」の最たるものが、クローン人間である。

）自らの欲望のために人間を産生すべきでない（クローン人間産生禁止について）

クローン技術を人間の生殖目的に使用してはいけない、ということについて各国の政策は、明らかに一致している。確かに、始めから各国が協調して来たわけではないが、この政策上の一致は、ヨーロッパおよび国際文書にも反映している。しかし、その政策上の一致の本当の背景を、それら文書の各規定等から明確に見て取ることはできない。

A．ヒトクローン産生禁止における、各国、ヨーロッパおよび国際的な政策一致

1) 遺伝子が同一のヒトの産生の禁止

1993年アメリカにおいて、胚分割技術によって2つに分けられたヒト胚が試験管内で作成された。これにより、胚分割クローン技術が人間の生殖にも応用可能であると大きく報

道された。当時、既に大多数の国において、生殖技術、遺伝子工学およびそれらに関連する法律は整備されていた。しかし、体細胞クローン技術に対する社会的な反響があまりに大きかったため、各国当局は直ちに、クローン人間産生禁止の方向に法運用を行なった。

a) 各国の法制度を見てみると、1990年の「ドイツ胚保護法」は特に注目に値する。なぜなら、同法は早くからクローンについての条文を起草していたからである。同法第6条では、「ある胚、生体、および中絶胎児と同一の遺伝子を持つ胚の作成」が違法とされ、クローンの禁止が明記されている。これに対し、同年イギリスにて成立した「ヒト受精およびヒト胚に関する法」では、「胚の細胞核取替え」に対する許認可そのものが禁止された。そして「ヒトの受精・ヒト胚研究に関する許認可局(HFEA)」は、生殖目的につながるヒトクローン研究を認可しないという政策を採用した。

デンマークでは、1997年に同一遺伝子の個体産生を目的とする生殖補助治療を禁止した。

イタリアでは、1997年3月5日に行政命令にて、ヒトクローン産生目的のあらゆる形態の実験や(生殖への)介入が禁止された。スペインでは、1998年以来、クローンによる同一の個人の産生は、違法行為とされている。また、フィンランドでは、1999年の医学研究法により、ヒトクローン産生推進を目的とする医学研究には、2年以下の懲役が科せられることになっている。

その他EU諸国では、クローンの産生は、間接的であるが禁止されている。スウェーデン(1991年)、オーストリア(1992年6月1日・第275法令)がこれに当たる。また、フランスにおいては、1994年制定の生命倫理法により、胚研究や優生学につながる技術が禁止されている。(しかし、生殖目的のヒトクローンのみを限定的に禁止する法改正案が提出されている)

ベルギーとオランダでも、法案が提出されている。ポルトガルでは、国家生命倫理会議が、1997年に「ヒトクローンの産生は『倫理的に受け入れられない』ものであり、禁止されなければならない」との意見書を提出した。また、アイルランドでは、生物医学と人間の価値について熱心に取り組んできたためか、公的ルール作成の必要は全く無いとしている。

ヨーロッパ以外では、アメリカで1997年に発布された、「ヒトクローニングへの連邦予算を打ち切る大統領令」は注目に値する。カナダでは、連邦レベルでの立法化が検討された。また、生殖技術が非常に発展しているイスラエルでは、ヒトクローン産生について5年間のモラトリアム期間を設けて禁止する法律が、1998年に制定された。さらに、中国では、クローンの研究が1997年以来、中国科学院の命令により禁止されている。

b) 各国の法律や政策的な判断とは別に、生殖目的のクローニング禁止については、ヨーロッパ、国際社会において国際文書として採択に至っている。なぜなら、遺伝子特許や遺伝子組み換え組織に由来する製品のような他の分野に比べ、生殖目的のクローニング分野では、既に各国においてコンセンサスが成立しているためである。

生殖目的のクローニングに関する主要な国際文書が採択された背景には、1997年の体細胞クローン技術により、クローン羊「ドリー」が産生された事件の存在がある。また同年、世界医師会はハンブルグにおいて、生殖目的のヒトクローニングに反対する決議を

採択している。さらに同決議の直後、「人間の個体産生を目的とするクローンニングの使用は、倫理的に受け入れられないものであり、『人間の尊厳と道徳に反するものである』」との世界保健機構の意見表明による決議（WHA 50.37）がなされている。

ここで、特に熟慮されるべき文書が2つある。

一つは、「ヨーロッパ人権と生物医学条約」（ヨーロッパ生命倫理条約）に対する、「ヒトクローン産生禁止についての付属議定書」である。この文書は、2つの理由において意義がある。まず同付属議定書は、加盟各国に対し強制力を伴う規制手段だという点である。そして、もう一つの意義は、事前に合意が形成されている問題に対しては、国際的取組みの実行が迅速に行なわれ得るということである。事実、付属議定書の起草から調印が、わずか10ヶ月間で行なわれている。そして、何よりもそれまで暗黙に認識されていた考えが、条約化により明文化されたという点で非常に意義がある（同付属議定書の効力は2000年までであるが）。

同付属議定書の主旨は次のようなものである、「他人と遺伝子が同一の人間の産生につながるような、生命への介入は、いかなるものであろうとも禁止される」。各国の人権行政について管轄する権利はEUにはないにもかかわらず、このような考えは、欧州議会や欧州生命科学倫理諮問委員会などの意見声明を通じ支持されている。また、1998年6月の「バイオテクノロジー発明品の法的保護に関する指針」においても、この議定書の方針は間接的に述べられている。同指針の序文には、「ヒトクローン産生は、公共政策上また道徳上の背徳行為である」とされ、同指針第6条2項(a)において、「クローン人間産生過程については、特許の対象にならない」と述べられている。

もう一つの熟慮されるべき文書は、1997年11月にユネスコにより発布され、翌年の国連総会にて署名された「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」である。同宣言の11条では、「クローン人間産生のような人間の尊厳に反する行為は、禁止されるべきである」と宣言されている。

確かに、同宣言に法的な拘束力は無いが、同宣言中の原則の各国内的実施を促すために、フォローアップ制度が設けられている。なお、クローン産生禁止について国際社会にて受け入れられた規範は、同宣言を以て他には無い。そして、「コンセンサスを形成するための幾つかの共通基盤は明確に存在している。」ということをも、同宣言各規定を通して見出すことができる。

2) 新しい規制についての基本原則

a) 上で紹介した、生殖目的のヒトクローンニング禁止について規定された各文書の内容は、非常に一般的なものに止まっている。それは、「公共政策と道徳に反する（ECによる命令、WHO決議）」や、「倫理的に受け入れられない（WHO決議）」、また「人間の尊厳に反すること（ユネスコ宣言、欧州議会議定書）」さらに「種としての人間の存在に反すること（欧州基本的人権憲章、WHO決議）」などと述べられている事から認識できる。

しかし、このようにあえて厳密な規定を避けるのは、各文書の起草者達にとって、クローン人間禁止を絶対的に禁止することが、事実上困難という理由からであろうか。

これは、ある人間と同一の遺伝子または、同じ遺伝子構成を持っている人間の産生が現実の危機となって以来、問題の所在についての議論が、きちんと行なわれてこなかったた

めである。

したがって、政策決定者にとって大切なことは、自ら問題と信じることを明確にし、明文化することで、クローン技術という新しい技術の発展に対応することである。そうすることで、人間にとって何が不可欠なものか、またヒトクローン産生によって何が危険にさらされているか、明確に主張することができる。また、そのような信念が、上記国際文書の序文や議定書という形で明示されなければならない。

b) 確かに、ヨーロッパ生命倫理条約の付属議定書では覚書として、生殖目的のクローニングが「人間の運命を第三者によって改変するようなものであるため、人間の独自性を危険にさらすようなものである。」と述べられている。また同文書は、人間の道具化、手段化の禁止についても言及している。

ユネスコのヒトゲノム宣言の第 1 条では、「ヒトゲノムは、人類全ての構成員が基本的に一体のものであることを示すものであり、構成員固有の尊厳および多様性を認識することの基礎である」と述べられている。そして、この考えは宗教、文化、人種を超えた神話的存在であるとしている。したがって、人間の複製を許すことは、この神話と人間の生殖活動の存在を根底から崩壊させることにつながる行為としている（つまり、ドリーの誕生からも解るように、我々が子孫を残すことにおいて、もはや性別が必要でなくなるためである）。

したがって、仮に、クローン産生によりドナー細胞の複製が為されれば、親子関係や家系などの考え方は意味を失い、社会における時間の流れに、過去も未来も存在しなくなる。そして、社会そのものが全く常道を外れたものになってしまうであろう。

アダムとイヴという両性の並存、有性生殖によって、自由と遺伝的多様性ある人類の系譜、歴史が育まれてきた。ところが、ヒトクローンは、体細胞提供者のコピーとして生まれてくる。それ故、ヒトクローンは、従来の人間と二つの点で根本的に違う。一つは、あくまで複製された人間であること。もう一つは、予めその運命が決定されていることである。

確かに、ヒトクローン産生によって、新しい親族関係が創出されるという意見がある。しかし、ヒトクローン産生によって、各クローン間の時間的、空間的關係が破壊されるだけである。クローンによって、今ある親子関係が破壊されるだけと考えた方がいいだろう。

いずれにしても、このような国際社会におけるコンセンサスは、人間の「本能的な反応」の結果形成されたものである。つまり、人間の価値に対する理性的、合理的に議論された結果ではなく、「我々が、今までそうであり、これからもそうであると信じた世界」と、もしかすれば現実化するかもしれない「すばらしき新世界」の境界線に、今まさに立たされているが故にとった反応である。

しかしながら、このコンセンサスは、さらに二つの考え方に分かれている。一つは、「『すばらしき新世界』は、先端技術の誤った使用による結果である。」という考え方である。そしてもう一方は、「社会の変革は、既存の科学技術の使用の積み重ねの結果である。」というものである。

つまり、「ヒトクローン産生禁止についてのコンセンサス」と言っても、二つの考えの同居の上に成り立っているのである。

B．クローン禁止の両義性

既存の各国法制度の内容を詳しく見ると、生物医学の応用に対し、反対か賛成かはっきりと両陣営に分かれている。肯定的な立場の法制度は、禁止すべき範囲をできる限り狭く厳格に規定し、禁止される事項をあえて明示している。

1) 何が曖昧にされているか

アメリカで出された、ES細胞研究における倫理問題を扱った「NBAC(国家生命倫理諮問委員会)レポート」によると、国内政策の発展と国際的な政策協調を阻害している原因は、各国政策の中で使用されている用語の定義が、統一されていないことにあるという。ところが、このことは、各行政当局において殆ど意識されていない。

a)「胚」の存在をどう取扱うか。この件について、明確に定義している国は少ない。一方、「胚」の意味について明示している国もある。例えば、オーストラリア・ヴィクトリア州の州法では、「胚」と「受精卵」がはっきり区別されている。一方、イギリスでは、「ヒトの受精と胚研究に関する法律」により、「胚」について「受精後のヒト胚とは、第1回目の卵分割が開始されるまでの、受精中の卵も含むものである」と定義されている。

ここで議論されるべきことは、ドリーのような体細胞クローン技術によって作成された胚は、従来の「胚」の範疇に含まれるのかどうか、という問題である。クローン胚は、通常の卵子に体細胞核移植を施すことによってできた胚である。つまり、受精過程を経ない胚である。

カナダ王立生殖技術会議は、この問題について、ヨーロッパ生命倫理条約や欧州議会における「1989年・人工授精についての原則」にも言及されているように、体細胞クローン胚の定義付けについては、もっと議論すべき問題であると主張している。

b)「クローニング」という言葉について

クローニングについて、あまりに狭く限定的な形で規定すると、幾つかのクローン技術が規制対象から漏れてしまうことになる。事実、ドリーの時がそうであった。当時、体細胞クローン産生など無理であると考えられていたために、規制対象外となっていたのである。

スペインやスウェーデンのように、1997年のドリー誕生以後、クローン規制の立法化を行なった国や、ドイツのようにクローン産生を全面禁止している国に代表されるように、世界の流れとして、ヒトクローン産生への研究は禁止されている。その時流からの圧力もあり、各国はより明確な形でクローン規制を行なおうとしている。

一方、イギリスは、「人の受精と胚研究に関する法」の下、行政当局による許認可制度を採用し、体細胞クローン技術の人への応用を明確に禁止していない唯一の国家である。つまり、事例ごとにその公益と影響を鑑みながら同法が運用されている。ちなみに同法運用上、これまで生殖目的のクローンに対し許可が下された例はない。

クローン規制関連の法制度において、「ヒト」についての定義が、曖昧だったり抜け落ちたりしている場合は、ヒトクローン産生につながるような、「法の抜け穴」が生じかねない。

例えば、ヨーロッパ生命倫理条約においては、「ヒト」についての定義がなされていない。そのため、オランダは、同附属議定書を署名する際、「同附属議定書第 1 条における『ヒト』とは出生以後の人間をさす」との解釈宣言を行なっている。アメリカ NBAC レポートにおいても「特定目的のために規定が拡大解釈される危険がある」と指摘されている。

2) 何が禁止事項から漏れたのか？

ユネスコ・ヒトゲノム宣言において禁止されているのは、ヒトクローン産生のみであり、その他の形態のクローン産生は禁止されていない。

これは、ヨーロッパ生命倫理条約の附属議定書についても言えることである。同附属議定書では、三つのクローニングが規定されている。一つは「クローン細胞技術」、もう一つは「クローン胚の使用」、そして「ヒトクローン産生」である。

例えば、仮に「クローン細胞技術」が倫理的に容認された場合、次段階で「胚の保護」の観点から「クローン胚使用」の是非が検討される。その上で、さらに次段階の問題として「ヒトクローン産生」の是非が議論検討される。これらを見るに、国際ルールにおいては、ヒトクローンの産生でない限り、クローン産生は事実上、禁止されていない。したがって、クローン技術応用による細胞や組織の作成については、生物医学上有益で、倫理上問題が無いものとされる。

クローン技術について 1999 年の WHO レポートではより肯定的な立場が採られている。同レポートは、「クローン技術の応用によるヒト細胞や組織の産生は、病気の治療という目的に大いに寄与するものである」と主張している。

ES 細胞についての問題が、ヨーロッパをはじめ国際社会で、議題としてようやく取り上げられるようになってきた。これには、胚研究についての国際ルールが未整備で、各国国内法を中心に法整備が行なわれてきたためである。しかし、ES 細胞の社会、人類に与える影響を考慮した国際的な取り組みや、有効な政策がなされるかどうかについて、我々は単に状況を静観しているだけでいいのであろうか？

1) 人間観の大転換への危惧

次のことは、はっきりしている。たとえクローン技術についての規制が作成され、ヒトクローン産生が禁止されたとしても、規定の拡大解釈が行なわれ、結果的に各国はクローン技術と ES 細胞技術の利用について、より肯定的な政策を採用することになるであろう。

したがって、いくらガイドラインを作成しても、結果的にその本来の主旨、目的とは違った、よりプラグマティックな解釈が生まれることになる。しかし、プラグマティックな解釈が生まれる背景には、幾つかの明確な意図を見出すことができる。

A. ES 細胞技術利用によるクローニングに対する規制

2000 年 8 月に出された、イギリスのドナルドソン・レポートにおいて、ヒト ES 細胞を始めとする幹細胞研究の認可が推奨された。同レポートに対し、欧州各国から非難の声が寄せられた。確かに、各国が非難した要因には、ヒトクローンや胚研究の問題に対する過剰反応という面がある。ところが、非難を行なった国の多くが、幹細胞クローニングに対

して寛容な政策を採用している。

1) 欧州であるがゆえの過信

有名な演劇に「No sex please, we are British (英国人なんだから、セックスなんてはしたくない)」というのがある。この喜劇と同じく、欧州を始めとする国際社会は、建て前上はヒト ES 細胞研究に対し慎重な姿勢をとりながら、本音の所で徐々に容認の方向に傾いている。

a) 先のドナルドソン・レポートに対する各国別の反応の中で、その慎重な姿勢で有名なドイツの場合、ドイツ厚生省は、クローン研究推進への早急な結論を出すことに対し警告を発しており、あくまで賛否両論を含めた議論を尽くすべきとしている。イタリアでは、議会担当省が、イギリスが最近提出した胚研究に関する法案について、「非常に深刻なことである」との意見を表明した。しかし、イタリアの悪名高い欧州議会議員、エマ・ボニノ女史は、「新法案は無法地帯状態に対抗する最高の切り札である」と述べ、イギリス政府支持の姿勢を明らかにした。

各国幹細胞研究の現状調査を目的に設置された「ヨーロッパ倫理調査会」が、1998年11月23日に出した答申では、「イギリスにおいては既に幹細胞研究が推進されており、ベルギー、デンマーク、フィンランド、オランダ、スウェーデンでは、胚研究が実施されている。」と報告されている。さらに、「クローン技術については、慎重に進めて行きつつも、胚研究における核移植技術は、将来的に医学研究や治療方法開発への応用が期待される。」と報告している。

事実、各国は胚研究の医療分野への応用に動き出している。フランスの生命倫理諮問委員会は、1998年に「医療上、必要かつ倫理的に許容され得る場合、胚研究は推進されるべきである。」との意見を表明している。そして、その後フランス政府は、1994年の「生命倫理法」の改正案を議会に提出した。

現在、立法作業中のオランダでは、胚研究においてクローン技術の使用が認められた。また、ベルギーにおいても一定条件の下、研究目的での胚作成を容認した。ギリシャでは、受精後14日以内の胚の研究利用を推奨した。そしてアメリカでは、イギリスがES細胞研究容認を表明したのと同時期に、先のNBACレポートの内容を支持し、ES細胞研究にゴーサインを出した。

b) 2000年9月、欧州議会は「イギリス政府にヒト胚研究推進の方針を改めさせ、イギリス各議員には、クローン胚の研究利用を容認する法案に反対させる」内容の勧告決議を行なった。しかし、欧州委員会においては、イギリスに特にこれといった働きかけが行なわれなかった。

こうなった背景には、2つの法則がある。EUには同研究分野に対し強制力を持った規制手段が無いということ。そして、共通の倫理基盤に基づいた、EUとしての研究政策を確立させようという関心が存在しているということである。

たしかに、EUルールでカバーされていない分野については、加盟各国の国内法によって規制することができる。しかし一方で、ヨーロッパ研究委員会は、各国代議員に対し次

のように宣言している。「ヨーロッパに共通の倫理基盤が存在するならば、ヒトクローン産生のような問題は、その倫理的価値観が及ぶ領域、つまり欧州全土においては、その倫理基盤に従った研究が行なわれなければならない。」

2000年を通じ、欧州中の多分野の専門家たちが一同に会し、「科学技術に関する倫理諮問委員会」と呼ばれる円卓会議が開かれた。そして同委員会の最終的答申は、ES細胞研究について肯定的立場を採る内容のものであった。このような答申は、既存の規制枠組みを使って、一般的な意見を作っただけのことである。

2) 規制の枠組み

胚研究に対し規制を行なうと言っても、何も特別な方策が用いられている訳でなく、他の分野に対する規制と同じである。

a) 規制の枠組みにおける第一の要素は、「国際社会の流れでは、ES細胞研究が基本的に容認されている」ということがはっきり言えることである。この根拠は、何よりES細胞研究への関心が高いことであり、さらにその関心の盛り上がり、研究推進を正当化し後押ししていると見られることにある。

イギリス医師会による「治療目的のクローン技術」についてのレポートの内容は、まさにこれに当てはまる。同レポートでは、「幹細胞研究を実施する際は、その研究の潜在的利益にこそ、最大限の配慮を尽くすべきである。」と述べられている。

同様の内容が、フランスの「1994年生命倫理法に関する報告書」や、ヨーロッパ倫理委員会の答申の中にも見受けられる。しかしながら、こういった主張は、次の二つの論点によって支えられている。一つは「研究自体が現在可能である」こと。もう一つは「ES細胞を超える物質が存在しない」ことである。この二点は、先のイギリス医事専門家会によるレポートの中でもはっきり述べられている。具体的には、「ES細胞の潜在的有用性は、動物実験や幹細胞を使った一部の治療例において証明されている。また、現時点において、ES細胞には非常に高い自己増殖性と多能性の存在も証明されている。」と述べられている。

このような論調から導かれる結論は、「たとえES細胞研究が未発達分野であっても、その潜在的利益の大きさ故に、胚の使用が正当化され得る。」という一つの功利主義的結論である。さらに、この結論に従えば、「クローン胚」の利用さえも容認してしまうことになる。

確かに、同レポートの内容は注意深く考察されたものであるが、次の点がはっきり述べられている。「ES細胞研究は、難病治療開発に画期的な進展をもたらすであろう。」

ES細胞が合法的と考えるもう一つの背景には、ES細胞の周辺を取り巻く技術的な発展状況がある。つまり、ES細胞研究の潜在的利益のみならず、「どこまで技術的に可能となったか」というES細胞を使った技術の開発状況と、ES細胞の合法性が深く関係しているのである。これは、胚研究が禁止されていたはずのフランスにおいて、法改正を促すことになった背景でもある。当然、胚研究を容認していた国々に至っては、何のためらいもなく幹細胞研究が容認されている。

b) 規制の枠組みの二つ目の特徴は、法的容認への対応策として、次の四つの「厳格な歯止め策」(セーフガード)を設けていることである。それらを以下に列挙する。

- ・ 研究活動に対し「許認可制度」を布くことである。なぜなら、研究者の適格性、研究プロセスの安全性、研究自体の法的な適格性を確保するために必要なためである。
- ・ 生殖細胞、胚の提供者から、明確な同意を得ることを要件とすることである。これは、生命倫理における原則である。
- ・ 研究の進行状況について、定期的な検査を実施しなければならない。これは、当初の「潜在的利益」が、その時点でもなお適切な価値を持っているかどうかについての確認でもある。
- ・ 動物の卵子へのヒト体細胞核の移植によるヒト性融合胚や、クローン胚を人間の子宮に着床させることの禁止。

これら四つのセーフガードの実施は、常設の研究評価プロセスを確立する事につながる。そして、倫理上の原則と研究目的とが、互いに牽制し合う状況が生まれる。

立法化は、単なる手続き上の問題ではないが、立法化の焦点はどうしても「現状に即した倫理の構築」となるであろう。それ故、そのような規制の枠組みからは、ヒト胚の法的地位についての見解、方策、原則などを見出すことはできない。

B) 原則、ビジョン、方策

1) 原則について

確かに、規制における諸原則を、既存の各胚研究規制や各幹細胞研究規制の中に見つけることができる。しかし、そのような原則をもってヒト胚の地位が確立したなどとは言えない。

a) 先のアメリカ NBAC レポートでは、「多くの国々における委員会によって、規制を行なう際の原則が明示され、勧告等の形で各国政策に反映している。」と述べられている。

各国に共通している原則には、以下のようなものがある。

- ・ 人間の生命と尊厳を尊重する
- ・ 治療上の安全性を含む「治療の質」の問題
- ・ 自発的インフォームド・コンセントの実施
- ・ 損害の最小化と、便益の最大化
- ・ 病苦からの解放
- ・ 研究の自由
- ・ 「生殖の商業化」の禁止

b) これらの原則は、一般的な言葉で構成され、かつ将来の技術発展にも柔軟に対応できるように考えられているため、行動基準として機能している。しかし、これら原則の中にヒト胚の地位について明確な答えを見出すことはできない。

その理由として、まず、胚の道徳的地位に関しあまりに多様な考えがあるため、一つの明確な原則という形まで絞りきれないからである。また、このような解答困難な状況ゆえに、大多数は実利的なアプローチ、つまり、胚研究を実施しない場合の科学的、医療的コストと、胚研究を実施した場合の倫理的コストの両者の比較することで、各々解答を導き

出している。したがって、一般的な解決策として、胚研究を推進する代わりに、ヒト胚に対し、使用する胚の種類制限やキメラ胚、ハイブリット胚作成の禁止など一定の制限を設けることで、ヒト胚の保護を図っている。

しかし、このようなアプローチを採用することにより、最終的に胚研究が解禁されるに至るのである。また、このようなアプローチを採用すること自体が、各政策担当者や政治家の胚に対する考え方を暗示している。つまり、胚の道徳的地位を明確な形で決定できないため、「胚は人間と同じ道徳的地位を有している」という考え方と、「胚に道徳的地位は存在しない、『いかに胚を取り扱うことが正しいか』について、その時点の社会の意識を鑑みた上で、政策的、法的、社会的に判断するのみである(ワーノック・レポート)」という二つの対立する考えの間に、妥協点を見出すことで、胚の地位を暫定的に確定しているのである。

それでは、このような政策的な指向は、こういった考え方や方策を暗示しているのか。

2) プロメテウスの逆襲

a) 生殖目的のクローニング禁止を正当化するために用いられる、最も一般的な言説は、「クローン技術によって作成された胚は、遺伝的形質に介入が為された人工物であり、胚本来が持つ『自然界の偶然』の要素が除去されたものである。」というものである。この考え方から、「誰もが第三者による遺伝子構成改変からの保護されるべきである」と主張されている。

もう一つの言説は、「クローン技術は、生まれ来る子供と胚そのものを道具化する行為である。」というものである。確かに、幹細胞研究におけるクローン技術の使用は、生殖目的でない限り最初の方の言説に抵触しない。

しかし、遺伝子操作や、胚の道具化という第二の言説には抵触している。

ところが、クローン技術が、胚研究において実施されている他の技術に比べ、「より胚を道具化する技術」であるとは断言できない。そのため、着床前診断目的の胚作成や、拒否反応が無い移植用の組織、臓器のための胚作成については、「道具化につながり得る、新しく大きいリスクを孕んだ技術」と位置付けるべきである。いずれにせよ、クローンによる幹細胞作成は、今までに無い新しい人間観を形成するであろう。

b) 我々はクローン技術を、最先端の技術であるが、あくまでも一つの技術に過ぎないと考える。しかし、生命科学の発展を通じ、新しい生命観に基づく「新しい世界観」は確実に形成されてきている。

そのため、我々の人間性でさえも、科学の優位性の下に形成されることになる。宗教的、哲学的、法律的な価値観は、全てこの「新しい人間観」に対抗できない。

ここで、二つの考え方が可能である。悲観的な考えに基づけば、ヒトクローン産生は、我々の人間観を根本的に覆すものである。つまり、新しい生物学では、一人間は世界を構成する一単位と見なされない。そこでは、一人の人間は、一つの遺伝子構成を示す一単位としてしか見なされない。また、人間を含む生物は、遺伝子の伝達手段でしかなく、遺伝子のみによって各個人の人生が決定されると考える。一方で、遺伝子工学により人間は、自ら含む全生物を改良することができる。もちろん、自らの素性が気に入らないのなら、

遺伝子操作技術という道具によって改造することができる。生物は全て遺伝子操作技術の対象となるのである。そして、ヒトクローン産生は、まさに遺伝子技術に支えられた我々のエゴによる産物の典型例である。もし、ヒトクローン産生を法によりコントロールできないのなら、他にこれを制限する術を失ってしまう。また、生きる上での倫理など必要なくなってしまう。

二つ目の考え方は、反対に楽観的なものである。つまり、自然と人工物との混合主義を提唱するものである。

ここに、五つの例がある。

- ・ コペルニクスの革新的発見により、地球は宇宙の中心でないことが判明した。
- ・ デカルトの革新的発見により、人間は宇宙について理性的に認識することができるようになった。
- ・ ダーウィンの革新的発見により、人間は、生物の一種類であることが判明した。
- ・ システム技術の革新的発展により、われわれの知識はシステム上に統合された。

今日、共生主義の結果、個人も集団も行動における構造と時間が統一された。自然と人工物、芸術と科学技術、文化と文明がそれぞれ一つのシステムの下に統一されている。ここでは、「超人」のような生物学的に全く異なった個体など必要ない。未来は、人工物と自然の混合組織による社会にこそ存在する。我々は、神の創造によりこの世に生を受け、そのことによって時間の経過から守られる。つまり、我々は歴史を薄めるのではなく、それぞれの瞬間の中でこそ自己実現を図るのである。このような哲学的な考えでは、永遠という概念も瞬間に過ぎない。

最後に、「雌雄合体现象の神話」を紹介し、本稿を締めくくりたい。ユダヤのカバラーの伝統によれば、「この世に生を受ける前、それぞれの魂には男女の区別は無い。この世に生まれくる時に魂が男女二つに別れるのである。そして、結婚の時になってそれぞれ再会するのである。」とされている。したがって、我々の恋愛感情は、かつて別れたもう一つの自分自身を求める感情である。

しかし、この教えでさえ、クローン技術によって否定されてしまう。

(訳：岩江荘介)

【付記】

本稿は、文部科学省科学技術政策提言「臨床コミュニケーションのモデル開発と実践」(代表：鷺田清一・大阪大学大学院文学研究科教授)主催、大阪大学大学院医学系研究科・医の倫理学教室の共催により、大阪大学豊中キャンパスにて2003年11月9日に開催された講演会の報告原稿である。なお、原稿につけられた膨大な注については、紙幅の都合により省略した。